

きょうと府内定着等推進事業費
補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、大学等と市町村や企業・団体が結びついた教育環境を整えるとともに、大学・学生のまちの魅力の更なる向上と、京都府に愛着を持ち、地域や京都府内産業に貢献する人材育成及び地域や企業の課題解決のため、大学等が市町村又は企業・団体と連携し、京都府内全体をキャンパスとして行う教育・研究活動等に要する経費について、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「大学等」とは、京都府地域共創大学連携会議に参画する大学、大学院及び短期大学をいう。
- (2) 「市町村」とは、京都府内市町村をいう。
- (3) 「企業・団体」とは、京都府内に事業所を置く企業・団体をいう。
- (4) 「地域連携PBL」とは、大学等が市町村と連携し、当該市町村の課題解決に取り組む教育・研究活動等の事業をいう。
- (5) 「企業連携PBL」とは、大学等が企業・団体と連携し、当該企業・団体の課題解決に取り組む教育・研究活動等の事業をいう。
- (6) 「連携先」とは、地域連携PBLにおいては、大学等と連携する市町村をいい、企業連携PBLにおいては、大学等と連携する企業・団体をいう。

(補助対象者、補助対象事業及び補助対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」をいう。）は、別に定める要件を全て満たす別表1の事業であり、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び補助限度額は別表1のとおりとし、補助対象経費は別表2のとおりとし、大学等、市町村及び企業・団体の負担相当額の項目等は別表3のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、宗教、政治若しくは選挙活動を目的としているもの、又は公序良俗に反するものその他本事業の目的に照らし知事が適当でないとする事業については、補助の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる額を比較していずれか少ない方の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 補助対象経費に負担相当額を加えた額から補助対象者が連携先から補助を受けた金額を除く寄付金その他の収入額を控除した額(以下「事業費」という。)に3分の1を乗じて得た額
- (2) 補助限度額
- (3) 補助対象経費
- (4) 連携先の負担相当額に補助対象者が連携先から補助を受けた金額を加えた額

(事業計画書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請に先立ち、別記第1号様式によるきょうと府内定着等推進事業計画承認申請書(以下「事業計画書」という。)を別に定める期日までに知事に提出し、承認を受けなければならない。

(交付申請)

第6条 規則第5条に規定する交付申請書は、別記第2号様式によるものとし、前条の規定により事業計画書の承認を受けた者は、知事が別に定める期日までに当該交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

(事前着手)

第8条 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、別記第3号様式による事前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。

(変更の承認申請)

第9条 規則第9条の規定による変更の承認申請書は、別記第4号様式によるものとする。

(状況報告)

第10条 第7条の規定により補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、知事が必要と認めて指示したときは、別記第5号様式により事業の遂行状況報告書を作成し、知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 規則第 13 条に規定する実績報告書は、別記第 6 号様式によるものとし、補助事業者は、補助対象事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 12 条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第 7 号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(書類の整備)

第 13 条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

(財産の処分)

第 14 条 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数とし、規則第 19 条第 2 号に規定する知事が別に定める財産は、取得価格又は効用増加価格が 50 万円以上のものとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 28 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象事業名	補助対象者	補助対象事業	補助限度額
地域連携 P B L	大学等	第 1 条に定める目的に沿って行われる左記の補助対象者と市町村とが連携して取り組むフィールドワークなどの授業や調査・研究活動等	100 万円
企業連携 P B L	京都府内に所在地のある大学等	第 1 条に定める目的に沿って行われる左記の補助対象者と企業・団体とが連携して取り組むフィールドワークなどの授業や調査・研究活動等	100 万円

別表 2 (第 3 条関係)

補助対象経費

経費区分	内容及び基準等
賃金	臨時に雇用した者の賃金
報償費	指導又は助言等を得るための専門家等に対する謝金等
旅費	専門家等に対する交通費・宿泊料 調査、会議への出席等に要する交通費・宿泊料 学生のフィールドワーク実施に要する交通費、宿泊料 等
使用料及び賃借料	会議室等の使用料及び学生活動に係る施設の賃借料等
委託料	事業のコーディネート等に係る委託等
備品購入費	学生活動拠点等で使用する備品等
諸経費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料
その他	知事が特に必要と認める経費

<備考>次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費としない

- ・補助事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- ・食糧費

別表 3 (第 3 条関係)

負担相当額

補助対象 事業名	項目	主体	備考
地域連携 P B L	教職員労務費	補助対象者	・担当教職員の基本給月額を時給換 算（月 20 日、1 日 8 時間で換 算）し、事業に要する時間数を乗じて 得た額
	事業関係団体 等への補助金 支出	市町村	・事業実施に当たり、関係団体等へ 補助金等支援を行う金額
	その他	補助対象者 又は市町村	・市町村が当該事業実施に当たり直 接執行することが見込まれる金額 ・市町村所有の施設、設備等の使用 に際し使用料等減免に要する金額 又は無料の場合は使用料相当額 等
企業連携 P B L	教職員労務費	補助対象者	・担当教職員の基本給月額を時給換 算（月 20 日、1 日 8 時間で換 算）し、事業に要する時間数を乗じて 得た額
	社員労務費	企業・団体	・別に定める時給単価に対し、事業 に要する時間数を乗じて得た金額
	事業関係団体 等への補助金 等支出	企業・団体	・事業実施に当たり、関係団体等へ 補助金等支援を行う金額
	その他	補助対象者 又は企業・ 団体	・企業・団体が当該事業実施に当た り直接執行することが見込まれる 金額 ・企業・団体所有の施設、設備等の 使用に際し使用料等減免に要する 金額又は無料の場合は使用料相当 額 等